

○山梨県警察車両の助手席同乗時における安全確認技能検査実施要領

〔 平成 20 年 6 月 30 日
通達（務装）第 23 号 〕

第 1 助手席に同乗する受検者の心得

山梨県警察車両運転技能検定に関する訓令（昭和 42 年山梨県警察本部訓令第 2 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、助手席に同乗して技能検査を受検しようとする者は、山梨県警察事故防止対策要綱（平成 14 年 5 月 20 日付け、通達（監）第 35 号）に定める運転補助員としての責務を自覚し、当該技能検査時においては、運転席に乗車する受検者に対して安全確認及び呼称を行うとともに、交通状況その他周囲の状況に注意して、必要な助言と協力をを行うものとする。

第 2 助手席同乗時における安全確認技能検査の審査基準

助手席同乗時における安全確認技能検査（以下「助手席技能検査」という。）の審査基準は、別表のとおりとする。

第 3 助手席技能検査の採点方法

100 点を上限とする減点方式とする。

第 4 大型自動車技能検定及び中型自動車技能検定時の特例

大型自動車技能検定及び中型自動車技能検定の助手席技能検査は、普通自動車技能検定車の助手席に同乗して行うものとする。

第 5 不合格の場合の再検定

助手席技能検査のみが合格基準に達しないで不合格になった受検者は、当該技能検定を受けた日から 3 か月以内において技能検査及び助手席技能検査のみを受検することにより、当該技能検定の再検定を受けることができるものとする。

第 6 実施年月日

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から実施する。

別表 略